

佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の概要について

1. 条例を制定する背景

平成23年5月2日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「第1次一括法」といいます。）において介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、次に掲げる基準を市町村条例で定めることとされました。

- ・指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数の基準
- ・指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準

具体的には、介護保険法第78条の4第3項で、次の から までについては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされ、 については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとされ、 については厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものとされています。

指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数（「従うべき基準」）

指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積（「従うべき基準」）

小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員（「従うべき基準」）

指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして指定地域密着型基準省令で定めるもの（「従うべき基準」）

指定地域密着型サービスの事業（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員（「標準」）

その他の事項（「参酌すべき基準」）

「厚生労働省令で定める基準」・・・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型基準省令」といいます。）

2. 基準の定義

従うべき基準、標準、参酌すべき基準の定義は次のとおりです（「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）・「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定））。

(1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

(2) 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

(3) 参酌すべき基準

十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

「従うべき基準」については、当該基準に反することは許されません。つまり、員数で1人以上という基準が定められている場合は、1人未満とすることは許されません。

「標準」については、一定の範囲内で標準と異なる基準を定めることができます。

「参酌すべき基準」については、参酌する行為をする必要はあります。また、基準そのものは、あくまでも参考にすぎないことから、地域の実情に応じて、規定内容を検討する必要があります。

3. 基準の分類

条例の作成は、指定地域密着型基準省令に規定されている「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」により行います。具体的にどの条項が、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」であるかの振り分けは、指定地域密着型基準省令第1条に規定されています。

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」
(平成18年厚生労働省令第34号)

(趣旨)

第1条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の4第3項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第78条の4第1項の規定により、同条第3項第1号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第3条の4、第3条の5、第3条の4第1項、第6条、第7条、第42条第1項から第3項まで及び第5項から第7項まで、第43条、第45条、第47条、第63条から第65条まで、第90条から第92条まで、第110条、第111条、第131条(第14項を除く。)、第139条第7項、第146条、第163条第8項、第167条第2項及び第3項、第171条から第173条まで、附則第2条、附則第3条、附則第5条並びに附則第6条の規定による基準
- (2) 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第2号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第67条第1項(宿泊室に係る部分に限る。)及び第2項第2号口、第93条第2項(居室に係る部分に限る。)及び第4項、第132条第1項第1号口、第160条第1項第1号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)、第175条第1項(宿泊室に係る部分に限る。)及び第2項第2号口並びに附則第12条第1項の規定による基準
- (3) 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第3号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第42条第4項、第46条第1項及び第66条の規定による基準
- (4) 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第4号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第3条の7第1項(第18条、第61条、第88条、第108条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。)、第3条の8(第18条、第61条、第88条、第108条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。)、第26条、第3条の23(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)、第3条の25(第18条において準用する場合を含む。)、第3条の33(第18条、第61条、第88条、第108条、第129条及び第182条において準用する場合を含む。)、第3条の38(第18条、第61条、第88条、第108条、第129条及び第182条において準用する場合を含む。)、第3条の41第2項(第3条の23に係る部分(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及

び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)に限る。) 第73条第5号及び第6号、第78条第2項、第97条第5項及び第6項、第99条第2項、第113条第1項から第3項まで、第114条第1項及び第2項、第118条第4項及び第5項、第137条第4項及び第5項、第139条第8項、第145条(第169条において準用する場合を含む。)、第153条(第169条において準用する場合を含む。)、第155条(第169条において準用する場合を含む。)、第162条第6項及び第7項並びに第163条第9項、第177条第5号及び第6号並びに第178条(複合型サービス計画及び複合型サービス報告書の提出に係る部分を除く。)の規定による基準

(5) 法第78条の4第2項の規定により、同条第3項第5号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第93条第1項及び第2項、第174条並びに附則第7条の規定による基準

(6) 法第78条の4第1項又は第2項の規定により、同条第3項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

4. 条例案の策定方針

- ・原則として、指定地域密着型基準省令で定める基準を全て条例で規定する条文案としました。
- ・地域密着型サービスの種類も多く、条数も多数にわたることから、条文の内容理解と検索の便宜のため、指定地域密着型基準省令と同様に、本則を章節款に区分し、目次を設けました。
- ・本市の実情を踏まえ必要に応じて、指定地域密着型基準省令とは異なる独自の内容を規定しました。
- ・細目的な内容については、規則や市長の決定に委任したものがああります。
- ・原則として、指定地域密着型基準省令に合わせた条文としていますが、表現が不明瞭な部分については、適宜修正しました。

5. 独自規定の概要

第3条（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）：参酌すべき基準

第3条第2項において、地域密着型サービス事業者は市及び他のサービス事業者と連携をする努力義務について規定していますが、「地域包括支援センター」との連携を明確にするために、独自規定として明記しました。

第42条、第58条、第79条、第107条、第127条、第148条、第176条、第201条（記録の整備）：参酌すべき基準

各条第2項において、地域密着型サービス事業者に対し、各サービスの提供に係る記録の整備に関し規定しており、記録の保存期間は2年間としていますが、独自規定として必要な記録は5年間としました。

また、各条に第3項を追加し独自規定として、地域密着型介護サービス費等の算定に係る記録についても保存期間を5年間としました。

第76条、第102条（非常災害対策）：参酌すべき基準

地域密着型サービス事業者に対し、非常災害時における連絡・連携体制の整備、避難訓練等について規定していますが、非常災害対策について実効性がある内容にするために、独自規定として各条を4項立てに修正しました。

第1項で、非常災害を地震、風水害、火災その他の災害と定義し、利用者の安全確保のための対策について具体的な計画を策定する旨を規定しました。

第2項で、関係機関への連絡・連携体制及び避難誘導の体制の整備、従業者及び利用者等への周知について規定しました。

第3号で、定期的な避難訓練・救出訓練の実施について規定しました。

第4号で、定期的な計画の検証、見直しについて規定しました。

第152条（設備）：参酌すべき基準（第1項第1号イに限り従うべき基準）

第152条は、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。）の設備に関する基準を規定しており、第1項第1号アにおいて、参酌すべき基準として居室の定員を規定していません。

現在、本市には当該施設はありませんが、独自規定として、地域の実情や特別養護老人ホームの整備状況を勘案し、一定の要件を満たす場合には4人以下とすることができる旨の特例を規定しました。

6 . 条例の施行期日

平成 2 5 年 4 月 1 日

介護保険法の一部改正の施行日は平成 2 4 年 4 月 1 日ですが、施行日から起算して 1 年を超えない期間内で市町村の条例が制定施行されるまでの間は、指定地域密着型基準省令で定める基準を当該市町村の条例で定める基準とみなす経過措置が設けられていますので、本条例の施行日を平成 2 5 年 4 月 1 日とするものです。